

※ 一括徴収のお願い

- ① 1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収税額が徴収できなくなった場合には、その残税額を給与・退職手当等より一括徴収（納入）するよう義務付けられていますので、よろしくお願いいたします。

なお、12月31日までの退職者等については、出来るだけ残税額を一括徴収（納入）くださいますようご協力をお願いいたします。

- ② 外国人等の納税者が帰国される場合

市町民税・府民税を特別徴収により納めていただいている外国の方等が帰国（出国）されますと、それ以後の月割額を後日納めていただかなければならず、いろいろと問題が生じる場合があります。

そのため、このような方がおられましたら、お手数ですが、帰国される際に一括徴収していただくか、又は、帰国される旨を事前にご連絡くださるようお願いいたします。

◎ 納 期 限

納期限は次のようになっています。

月 別（徴収された月）	納 期 限
令和 6 年 6 月分	令和 6 年 7 月 10 日
令和 6 年 7 月分	令和 6 年 8 月 13 日
令和 6 年 8 月分	令和 6 年 9 月 10 日
令和 6 年 9 月分	令和 6 年 10 月 10 日
令和 6 年 10 月分	令和 6 年 11 月 11 日
令和 6 年 11 月分	令和 6 年 12 月 10 日
令和 6 年 12 月分	令和 7 年 1 月 10 日
令和 7 年 1 月分	令和 7 年 2 月 10 日
令和 7 年 2 月分	令和 7 年 3 月 10 日
令和 7 年 3 月分	令和 7 年 4 月 10 日
令和 7 年 4 月分	令和 7 年 5 月 12 日
令和 7 年 5 月分	令和 7 年 6 月 10 日